

奈良県告示第二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、山陰土地改良区の役員が次のとおり就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十五年四月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 村井 忠夫 五條市山陰町六五